- 一、外宿村飢人致病死候、為知前留之通吟味方へ指出候事
- 一、外宿村稗御蔵御普請萱入札五枚、吟味方へ開札ニ指出候事
- 、水木村御陣屋家上御普請勘定壱巻、御勘定所へ指出、尤見届御断、 御奉行衆へ手形御断、 御用人

衆へ前留之通指出候事

- 一、北浜筋御成ニ付、所々御旅館御普請御入目勘定吟味方へ指出候事
- 一、伊師町村出火ニ付、為御知三通、別留之通、ヶ所々へ指出候事
- 、右同断ニ付、金穀拝借之義前留之通御奉行衆へ指出候事
- 、延宝七未郷帳・当御蔵郷帳御勘定所へ好之節、指出候様請払方へ廻置候事
- 、寺社材木願八通、故障之有無批是添、別留之通御奉行衆へ指出候事

(七五九)

相成候処、其元様迄差遣候様此節御達ニ相成候間、御序次第御引取被成置様ニと存候、此段得御意度、 以書付致啓達候、先達而北浜筋御成之節、於中戸川新田焼米俵ニ入、通御先へ指置候付、其砌御預ニ

如斯二御座候、以上

1

島村孫衛門様

加藤孫三郎

十二月五日

(七六〇— 二)

高弐石六升四合

乍恐以書付奉願上候事

内

壱石三斗余荒地

手縄

手縄村

百姓

利兵衛

年八十

孫 なつ

年十四

及飢ニ取扱ニも行届キ兼候間、重々奉恐入候得共、御仁恵之御儀を以利兵衛壱人存生之内飢人御扶持 出可申と奉存候へ共、祖父利兵衛迄之役介中々以不行届、当暮切ニ御救御引上ニ相成候而ハ、此上亦々 合奉存候所、当時孫なつ十四才ニ相成候得共病身にて農業出精相成兼、当春より守リ奉公成リ共、指 仕候ニ付奉願上、享和四子年より当巳迄六ケ年、飢人御扶持右両人江御救被下置、村役人一同難有仕 右之者往元極窮人ニ御座候所、倅利左エ門当八ケ年已前相果、自他村共ニ可手寄紬緒迚も無之、難儀

文化六年巳十一月

御救被下置候様、村役人一同偏ニ奉願上候、依如件

右村

庄屋

要衛門

くミ頭

伝三郎

御郡御奉行所様

百姓

とし七十一

しけ

われて奉公すること 公のこと。子供の面倒を見るため雇 *守リ奉公 もりぼうこう。子守奉 (七六〇一二)

乍恐以書付奉願上候事

とし七十弐

右之者極窮之上、山家之住居御座候へハ、耕作仕候而も為猪鹿ニ作毛之収納被妨、夫食之足リ合ニも

629

樵夫炭焼等之業ニ御座候得共、背負遠里之歩行難相成、 不及申上、私一同難有仕合奉存候、 宗内義ハいケ様ニも為取続可申候間、何卒御慈悲之御了簡を以、 因茲恐多御儀奉存候へ共、右女房しけ壱人分、飢人御扶持為御救被仰付被下置候様奉願上候、左候ハ、 殊ニ嶺深キ隔隣家更ニ無御座候ゆへ、折々ハ私より心を添雖申、聊之儀長行届ニも無御座甚難義仕候、 申、同新田之もの共迚も耕作等へハ手伝仕付遣候へ共、乏軽営ニ御座候得者、夫食之扱合ニも相成兼、 迚も本職之者より被手伝舫候而相働、最早老衰ニ相成候而ハ、誠ニ三日之働一日之軽営ニも足り合不 依如件 猶又縁家一子迚も無御座無拠木挽仕候所、夫 御済口被仰付被下置候ハ、、等人ハ

文化六年巳十一月

滝平新田

庄屋

介川徳衛門

(七六〇一三)

乍恐以書付奉願上候事

介川村

佐介

盲目

房義も当正月相果、 長々眼病ニ而終盲目ニ罷成、何レニも取続相成兼候所、悴義も去十一月他出仕、今以行方未相知、女 右之もの往元より極窮ニ而、子供両人養育いたし候得共、悴義至極放逸ニ而成長ニ随極窮弥増候砌 相残候次女介抱仕居候処、是又去ル十月病死仕、右佐介壱人相残夫食手当更ニ無 年六十二

下候得ハ、当人ハ不及申上、坪内并我々共重々難有仕合奉存候、 御慈悲之御了簡を以右之者存生之内、 之義ニ而如何様ニも不行届義ニ御座候間、縁家壱人も無之、此上可為給続手段更ニ無御座候間、 飢人御扶持稗被下置候様偏二奉願上候、 依如件 早速御済口被仰付被成

之、誠二及飢ニ候ニ付坪内之もの食事相送リ、尚村役人之我々共よりも夫食指遣為取続候得共、

何永卒々

(七六〇一二)

*樵夫炭焼 樵夫(きこり、そま) は山林の木の伐採を職業とする人。

630

御郡御奉行所様

右村

庄屋 伝十郎

与頭 円四郎

次郎八

兵三郎

長 藏

(七六〇一四)

乍恐以書附奉願上事

飢人

介川村

百姓

儀左衛門

とし七十五

共より夫食指遣、尚五人組合へも申付時々食事為相運、是迄ハ為給続候得共、長々之儀如何様ニも指 稗被下置候様偏奉願上候、早速御済口被仰付被下置候ハ、、当人ハ不及申上、坪内并村役人共一同難 支、尚縁家等更ニ無之、此上可為給続手段無御座候間、 無御座候、縄草鞋等之手仕事ニ而漸給続罷在候所、当夏中より老病ニ而取臥及飢候ニ付、村役人之我々 何卒御仁恵之上、右之者存生之内飢人御扶持

右之もの往元より極窮ニ而女房ハ不指置、独身ニ而罷在候所、及老年如何様ニも取続兼、夫食等更ニ

右村

有仕合奉存候、何分奉願上候、

仍如件

文化六年巳十一月

庄屋

伝十郎

与頭

円四郎

(七六〇一四)

で足形に編んだ履物。 長くしたもの。草鞋(わらじ)は藁 *縄草鞋 縄は藁をより合わせて細

11

兵三郎

長 藏

乍恐以書付奉願上候事

兵衛門

後家

もよ

年七拾七

んま抔職ニ仕、寔ニ艱難之軽営ニ罷在申候処、右倅去ル九月中病死仕候処、七十余之母壱人是又盲目(※)

右之者倅壱人ニ而御田地等も更ニ所持不仕、居屋敷計所持仕、其上右倅盲目ニ而農業等も不相成、あ

同様ニ而日用ニも指支申候処、外ニ由緒も無御座候間、 及飢渇ニ候付隣家より持寄、尚村役人共より

置候様奉願上候、御見分之上御済口被仰付被下置候ハ、、当人ハ不及申上村役人一同難有仕合奉存候. も合力仕為給続候得共、永々之儀不行届至極難渋仕候間、何卒右之もの存生之内、飢人御扶持稗被下

仍如件

文化六年巳十一月

御郡御奉行所様

水木村

庄屋

十次兵衛

与頭

瀬兵衛

善五郎

632

(七六〇一五)

善次

11

三郎衛門

11

(七六〇一六)

乍恐以書附奉願上候事

高壱石七升七合

宮田村

百姓

藤五郎

とし八十一

取続罷成候様、飢人御扶持被下置候ハ、、当人者不及申上、村役人之我々共迄一同難有仕合奉存候 当時近キ縁者同名之もの無御座、村役人取扱ニも行届兼甚難渋仕候間、何卒重キ御仁恵之御了簡を以 可仕手段無御座候、尤由緒等も御座候ハ、、申付為相送候様可仕と奉存候所、皆々死潰レ等ニ罷成、 り次第二病身ニ罷成至極難渋仕候、仍而ハ当時御上納向殊ニハ其日々経営食物ニ至ル迄、如何様ニも 右之者往元極窮ニ而御座候所、及老年ニ此者壱人ニ罷成、其日々漸々経営仕罷在候所、一両年已前よ

依如件

文化六年巳十一月

御郡御奉行所様

右村

庄屋

理左衛門

杢衛門

与頭

平次衛門

久米次郎

(七六〇一七)

乍恐以書附奉願上候事

川尻村

水吞市郎次後家

つや

年八十三

件之通誰と而か便由緒も無之難渋仕居候ニ付、坪内隣家之助力ヲ以為相凌置候処、何卒御慈悲之御了 是も拾ケ年已前死去仕、老身二而賃手間ヲ取今日ヲ相凌居候処、当月初之頃より病気付相煩候得共、 人敷弟之養抱ニ相成候内弟ハ病死仕、致方無之罷在候折柄、居村市郎次と申独身之者ニ縁付罷在候所、 右之者五拾ケ年已前、折笠村利介と申者江縁付罷在候処、夫利介死去仕、絶前ニ相成候而村方へ立帰、

簡ヲ以、御救之御扶持方被下置候様奉願上候、依如件

文化六年巳十一月

右村

庄屋

東左衛門

与頭 恒三郎

/ 七郎平

御郡御奉行所様

n 藤次郎 平左衛門

(七六〇一八)

乍恐以書附奉願上候事

、高壱斗三升

川尻村

百姓市十後家

なを

年八拾

右之者、過ル年夫ニ相別両人之倅有之、養育仕候而御百姓立致居候処、三拾ケ年已前倅喜代十舟乗渡

迄ハ達者ニ候而賃手間ヲ取日々相凌居候所、当巳十月頃より病気付相煩候ニ付、 救之御扶持被下置候様、村役人一同奉願上候、 ヲ用助合仕候得共、数日之義故難相届可便由緒迚ハ壱人も無御座候ニ付、 上御吟味之上、千代吉へ計飢人御扶持被下置罷在候所、是ハ拾弐ケ年已前死去仕申候而、老女壱人是 世仕漁業先沖合ニ而水死仕、次男千代吉義ハ其後長病ニ而数年取臥相脳居可取続手段無之ニ付、奉願 依如件 何卒御慈悲之御了簡ヲ以御 坪内隣家之もの共心

文化六年巳十一月

右村

庄屋

) J

東左衛門

与頭 恒三郎

〃 七郎平

御郡御奉行所様

n 藤次郎 平左衛門

手縄村

(七六〇一九)

覚

百姓 利兵衛

同人孫なつ

才ニ相成候付、来午より御扶持稗引上申候所、病身ニ而祖父之扶助迄ハ不行届候由ニ相聞候間 此者共及飢候ニ付、享和四子二月より当巳迄六ケ年飢人御扶持稗相済居候所、なつ義当年十四

右利兵衛壱人江飢人御扶持稗奉伺候

滝平新田

百姓 宗内

女房 しけ

此者共老衰仕候得共、可便由緒無之、猶更山中之儀故隣家迚も隔り居難渋之由ニ相聞候間、 村願

之通先ツ女房しけ壱人江飢人御扶持稗奉伺候

介川村

〃 佐介

此者盲目二相成候所、 女房并倅共追々病死仕、 可便由緒無之及飢候由相聞候間、 飢人御扶持稗奉

伺候

同村

〃 儀左衛門

此者独身二御座候所、 当夏中より老病ニ御座候得共、 可便由緒無之由ニ相聞候間、 飢人御扶持稗

奉伺候

宮田村

〃 藤五郎

此者独身二而罷在候所、 極老之上病身二相成歩行不相叶候得共、 可便由緒無之由ニ相聞候間、 飢

人御扶持稗奉伺候

川尻村

〃 市十後家

なを

同村

水吞市郎次後家

つや

此者共賃仕事抔いたし是迄ハ取続居候由之所、老衰之上当時病気ニ而罷在候得共、 可便由緒無之

難渋之由相聞候間、両人ともニ飢人御扶持稗奉伺候

水木村

百姓 兵衛門後家

もよ

此者病身之倅有之候処、 当九月中致病死可便由緒無之、 及極老難渋之由ニ相聞候間、飢人御扶持

稗奉伺候

無之及飢候ニ付、是迄ハ村役人等夫々ニ合力いたし、為給続置候由ニ候得共、永々之儀ハ行届兼候趣 右之者共及飢候旨願出候付、支配指出為相糺候所、別紙願之通相違無之、可便由緒迚ハ自他村ニ更ニ

願無余義相聞候間、 来午正月朔日朝より何レも存生之内、飢人御扶持稗相済候様仕度、此段奉伺候!

以上

十二月

加藤孫三郎

)

覧御順達可被下候、以上

十一月廿五日

扱下栗村馬口労へ別紙写之通御褒美被下置、

(七六二)

石川儀兵衛

於拙者難有仕合奉存候、右之段得御意候条、乍御世話御

(七六一)

野塗は春慶塗の系統をひく。

・栗村となった。伝統的な技術の栗に栗村となった。伝統的な技術の栗に栗村となり、のちが出来野村となり、のちが出来が、できない。 選手組

石川儀兵衛へ

粟村馬口労

籾弐拾俵

候条為取可申事

飯村忠七

右之者数代御馬御用相勤候所、 御帰国二付為御国恩駒指上候段、寄特之至二付、為御褒美籾被下置

(七六二)

覚

刀壱腰

滑川村

百姓 儀衛門

但、 銘河内大掾国貞、長弐尺四寸、頭角、縁墨指、* 目貫菖蒲、 柄糸黒鮫二ツ切、鍔無地鉄、

切羽鎺素銅、 鞘黒、下ケ緒古茶柄糸*

脇指壱腰

武州千住在

糸屋村出生髪結

常吉

但、 銘信国、長九寸、 縁・頭角、 目貫竜鮫着セころし、鍔素銅、 切羽・鎺素銅、鞘黒、下ケ

緒(萌)黄

争論之上及刃傷候者、 所持之脇指取上相納候間、 此段御町方へ御断可被下候、 以上

十二月

右、

加藤孫三郎

(七六二)

国貞に河内大掾を叙官された者はい *銘河内大掾国貞 刀の銘。ただし、

ない。

生地の銅であった。 く金具。その材料が彩色していない 刀の鐔元が動かないように締めてお *鎺素銅 はばきそどう。刀剣・薙

りの黒い鞘。 る鞘を漆で漆黒に塗ったもの。漆塗 *鞘黒 さやぐろ。刀剣の刃を納め

(七六三)

覚

文金弐分鐚弐貫三百八拾壱文

此手形壱枚

御賄被下候付、米代木銭并諸向へ相渡候焚炭灯油買上代之分 是者、当秋中入郷へ被為 成 帰御之節、 額田村御昼休二付、 御先詰ニ被相詰候族へ、村仕出

文金弐分鐚壱貫三百五拾弐文

此手形壱枚

是者、右同断之節御供之族へ被下候、 結飯於額田村為仕込候所、 伺之上捨ニ相済候分、 諸品御

買上代之分

右之通金鐚請取手形仕出申候間、 御裏判相済候様致度奉存候、尤此段吟味方へも御断可被下候、 以上

加藤孫三郎

(七六四)

乍恐以書付奉申上事(條脱力)

、当村次郎作、貝灰一件江戸かやば町灰方会所より、先達而見届有之断等御座候段御訴申上候所、 早速東都へ次郎作罷登、喜兵衛一同内済為致候様被仰付、直ニ次郎作罷登掛ケ合申候所、 内済相調

不申近々御判紙ニ相成候趣、罷下リ申述候ニ付、左ニ奉申上候

、次郎作罷登喜兵衛一同申合、かや場町灰方会所之ものへ石灰問屋与四郎と申もの相頼、 之 ヲ申談合候所、五藤次相答候者、 之由、五藤次と申もの相登居リ則対談申候ハ、我等義ハ御支配様より被 申候間、天下野よりも相登リ居候半と、春日町大黒屋長衛門所相尋候得ハ、天下野村六郎兵衛名代 候所、其村之義ハ何レ共任御頼ニ内済ニも可致候所、天下野一同ニ無之候而ハ、内済不相成候由被 御公儀様御苦難之程無心元、 私より御陣屋へ願にて罷登申候、 殿様より御免ニ付而相伺立焼申候義ニ而、 仍而かや場町にて已来焼申間 仰付、 私之不調法ニハ無 内済ニ罷登リ候旨 掛ケ合申

灰会所より町役人新七与申ものへ預ケニ相成罷在申候所、 申張同心不仕、かやは町ニ而ハ長々延置候儀ハ罷成兼候趣を以、 六ケ村氷こん制方へ遣候分ハ、貝灰焼申候而も先方より構無之書付取不申事ニ而ハ、内済不相成旨(m m m) 敷証文取不申 人与四郎かや場町より之訴状見届候旨被申候ニ付、 候而ハ、 内済承知無之振ニ候得共、 右証文指出候而内済之御同心ハ不相成、殊ニ五 無致方罷下リ候振ニ御座候、 当月廿日方ニハ旧冬之暇相済罷下リ候趣 去月晦日 公訴いたし候旨、 喜兵衛義ハ当時貝 、入割

文化六年巳十二月二御座候、仍而次郎作口上之趣承届奉申上候、以上

介川村

庄屋 伝十郎

与頭 円四郎

〃 次郎八

〃 兵三郎

〃 長藏

御郡御奉行所様

屋喜兵衛并当人為指登、 扱下助川村次郎作、 (七六五) 貝灰焼出候義ニ付、江戸表へ当人為指登、 茅場町灰方会所へ為掛合候所、 介川村之儀者内済致承知候得共、 内済為取扱候様御達ニ付、 先達而池田 何れ天下野

候義不相成由ニ而、 而ハ、内済致兼候趣ニ候得共、 右村ニ而者、 村一同ニ無之候而ハ不相成旨申聞候間、 も構無之旨之証文、 上より御免ニ而焼出候付、 先キ方より取不申候而 去月晦 Ĭ 右証文差出候義者不相成、 公訴二致候趣二付、 則天下野村より五藤次与申者罷登居候付、其旨掛合候得者、 無念ニ者無之所、会所ニ而ハ已来不焼出由之証文不取請候 内済二者難致旨申張同心無之付、 不得止事罷下候段別紙之通申出候、 却而氷蒟蒻製方へ遣候分ハ、此上焼出候而 会所二而 仍而村申出 ハ永々延置

十二月

書指添此段申上候

以上

加藤孫三郎

(七六六)

二御座候、 以廻状得御意候、去ル廿二日支配之儀ニ付、 則別紙相廻掛御目候条、 御世話なから御順達可被下候、 急召二付登城致候処、 以上 別紙写之通被仰渡於拙者恐入候事

十一月廿五日

小原忠次郎

小原忠次郎役所

御郡方手代

大久保孫衛門

引ニ相立居候処、小作之もの致開発候得共作毛右田方不宜候付、作人并村役人とも永引地ニ不心付、 旨申出候処、小検見立会之儀者別而大切成御用ニ付、念入地坪等可致吟味所、 引方申出候間、任案内ニ五歩之内引相立此度相糺候得者、右者永引之土地方にて重引ニ相成、恐入候 右之者、去ル亥年小検見立合罷出候処、渡辺宮内衛門知行田野村下田弐拾壱歩、先年砂置ニ相成、永 無其儀段不調法至極

同人役所手代

付、

私用為慎置可申もの也

永井長衛門

付、 出候処、小検見立合之儀者別而大切成御用ニ付、何分念入地坪等可致吟味処、無其儀段不調法至極ニ 心付引方申出候間、任案内皆引相立追而相糺候得ハ、右ハ永引之土地方ニ而重引ニ相成、恐入候旨申 成、永引ニ相立居候処、小作之もの右田方開発作付候得共、皆無同様ニ付作人并村役人共永引地ニ不 右之もの、去々卯年小検見立合罷出候ところ、渡辺宮内衛門知行田野村下田弐拾壱歩、先年砂置ニ相 私用為慎置可申もの也

(七六六)

なった土地。 米が置 すなおき。砂が堆積して耕 なった土地。

同人役所手代

小坏理三衛門

坪等可致吟味所、 様ニ付、作人并村役人とも永引地ニ不心付引方申出候間、任案内為見習右長衛門へ組合皆引ニ相立、 追而相糺候得ハ重引ニ相成、恐入候旨申出候処、小検見立合之儀者別而大切成御用ニ付、何分念入地 田野村下田廿壱歩、先年砂置ニ相成永引ニ相立居候得共、小作之もの右田方開発作付候得共、皆無同 右之者、去々卯年永井長衛門小検見為立合罷出候砌、為見習一同組合罷出候所、 無其儀段不調法至極ニ付、私用為慎置可申もの也 渡部宮内衛門知行所

(七六七—一)小原忠次郎廻状〔火術稽古心得につき〕 十一月五日

火術之義ニ付、先年より度々御達も有之候処、 別紙之通、昨日於 御城二御奉行衆より御達御座候間、 近頃猥二相成不心得之至二付、 則相廻申候条御順達可被成候、 以来右等之心得違無之 以上

十一月五日

小原忠次郎

九郡宛

御郡奉行

御勘定奉行

大吟味役

中へ

元御金奉行

)御役金奉行

諸向へ

近頃心得違無届之揚火いたし候儀者不宜候条、以来心得違無之様、支配~~へも寄々可相達もの也 火術之儀ニ付、先年別紙之通相達候処、当年之儀者 上覧も被仰付候付、試之義者勿論之事ニ候得共、

(七六七一二)

(七六七一二)

火矢等)などにわけられる。 ・火砲術(大砲、石火矢等)、火術(棒 火砲術(大砲、石火矢等)、火術(棒 大砲術(大砲、石火矢等)、火術(棒 大砲が、大砲、石火矢等)、火術(棒

を使い、砲術の発砲を行うこと。す。ここでは、藩に届け出なく火薬いわゆる打上花火や仕掛花火を指、無届揚火 揚火 (あげび)とは、

諸向へ

候族於有之ハ、御吟味之上屹与可及御沙汰候条、其旨相心得候様、支配~~へも可被相達候事 尤屋敷々にて試候義者尚以不相成事ニ候、向後相済来候稽古場所之外ニ而ハ堅無用ニ可致候、若相背 在之由相聞候、何程嗜之義ニ候得共、火業之事ニ候得者、面々慎も可在之処、無其義段不心得之至候、 火術稽古之儀者、場所も相済在之候処、近頃猥ニ相成別而去年中ハ 御城下并郷分地ニ而様候族も

(七六七一三)

明和六丑八月

諸向へ

のも相聞在之間敷事ニ候、 火術之儀ニ付、宝暦十一巳年中諸向へ相達候振、別紙之通ニ而面々承知候事ニ候処、近頃不心得之も 巳年相触候趣屹与心得差無之様、 尚更支配~~~も可被相達候事

(七六八)

二候間、弥張是迄之通相納候様、昨日御奉行衆より御口達御座候間、 別段御用御手元金納已来御免ニ仕度段、委細先日御相談之上申出置候処、当時御子様方も御大勢之事 、穀相場次第致下落候処、他所ハ尚更下直之由ニ付、 申旨、是又昨日御奉行衆より御口達御座候間、 宜敷御達可被成候 御領境のもの等、 御存寄も御座候ハ、可被仰聞候 万一心得差差無之様相達可

右件之得御意候条、御覧御順達可被成候、以上

十一月五日

)] [

九郡宛

小原忠次郎

(七六九)

覚

金壱分弐朱

壱ツ

忠兵衛

滑川村

藤次衛門倅

類之儀、富田太十郎より申出肖之候而、来ル八日迄ニ右品々相納候様ニ御達ニ致度候事類之儀、富田太十郎より申出質の 右之もの、先日入獄被仰付候付、獄扶持代其外諸入用之品も在之、殊ニ此もの薄着にて雖儀ニ付、着(※) 木綿古綿入

巳十二月

御町方

石神御郡方

(セセ〇一一)

別紙之通御達御座候間、 宜御取扱可被成候、以上

十二月二日

加藤孫三郎様

藤田次郎左衛門

(七七〇一二)

岡部新次衛門上納金延引ニ付、 村附籾押之儀、 別紙之通宜御取計可被有之候、 以上

十二月朔日

赤林八郎左衛門

藤田次郎左衛門様

岡部新次衛門上納金延引ニ付、当巳物成知行村附籾より、 年々相押御役金方江可被相納候事

付札 本文、金高弐百三拾両 但、壱わり利有

右、元利納相済候迄、当巳より年々押御取扱可被成候

宮田村

百姓 為三郎

千草綿入壱ツ

但、立沢潟紋付

浅黄紬単物壱ツ

但、紋右同断

千草袷壱ツ

茶綿入壱ツ

嶋帷子壱ツ

縮緬小紋夏羽織壱ツ

但、紋右同断

紺縮緬小袖壱ツ

青梅給壱ツ 但、紋右同断

さらし壱ツ

茶縮緬形付小袖壱ツ

千草縮緬腰帯壱ツ

ふうつふ女帯壱筋*(風通)

白小袖壱ツ

紫縮緬女帯壱筋

千草絹小袖壱ツ

郡内縞小袖小立壱ツ

千草紬綿入壱ツ

青梅綿入小立壱ツ 嶋太織女帯壱筋

鏡壱面

但、五本骨紋付

メ弐拾品

宮田村

所、其跡へ盗人忍入、勝手へ指置候掛硯箱引出之内より鍵見出シ部屋へ入、長持等迄明ケ前書之品

右之者、塩焼渡世ニ仕罷在候所、去ル三日昼、家内不残右渡世ニ平日之通、

戸ヲ立候而已ニ而罷出候

被盗取申候、仍而此段御訴奉申上候、

仍如件

文化六年巳十二月

庄屋 理左衛門

三人

(七七一一一)

縞帷子。縞模様に染め上げた一重の *嶋帷子 しまかたびら。正しくは

織の織物。ここでは、風通織の素材 面を構成し、文様の部分で表と裏の 色の縦糸・横糸を用いてそれぞれ布 で出来た女性物の帯をいう。 配色が逆になるように織った二重組 織は織物組織の一種で、表裏異なる *ふうつふ女帯 風通(ふうつう)

(七七一一二)

たし手懸相求候様可致旨、御奉行衆へも申出候間、乍御世話大御山守・御山横目共へ質屋等心ヲ付候 以廻状得御意候、扱下宮田村為三郎与申者方へ盗人忍入、別紙之通被盗取候旨訴申出候間、 御申合い

九郡宛

加藤孫三郎

(七七二)

品数、前ニ有、略ス

宮田村

百姓 為三郎

候様仕、尚又無油断心ヲ付候様村方へも相達候得共、此段御心得ニ申上候、以上 盗取候付、所々相尋候へ共手掛リ無之段村方より訴申出候付、同役共へも私より申合、此上手筋相求 右之者、去ル三日昼家内之者留主へ何者共不知忍入、掛硯引出シより鍵取出シ長持ヲ明ケ、前書之品々

加藤孫三郎

(七七三一一)

十二月

別紙之通枝川村より訴出候間、 乍御世話村々へ早速御触出可被下候様致度御座候、 早々御順達可被下

候

十一月廿八日

九郡宛

小原忠次郎

乍恐以書付奉願上候事

枝川村

百姓藤兵衛親

一、惣白髪 但、中肉

、色黒キ方

一、丈ケ高キ方 一、面長キ方 、眉毛薄キ方

容体書

、耳鼻眼歯常体

着類

、言舌分リ兼候方

、霜降嶋之単物

但、所持之品無之

、帯千草木綿

右、去ル廿五日夜四ツ半頃ニも御座候哉、不図罷出行衛相知不申候間、 所々相尋申候得共、相知不申

候、尤当春中より老耄之気味にて御座候間、御触流被下候様奉願上候、 仍如件

文化六年巳十一月廿七日

右村 庄屋

与頭

庄兵衛

四人

御郡御奉行所様

647

利七

年七拾九才

(七七四)

覚

高拾八石三斗七升四合

田六石壱斗五升五合

稲田村内

三ツ八分

本郷分

畠三石七斗四升

三ツ六分

畠六石七斗弐升八合

同分内困窮人分土免

三ツ取

同分内悪所分土免 畠三斗七升五合

弐ツ弐分

同分内荒地分土免 **畠壱石三斗七升六合**

七分取

大豆四斗也 同

籾 三俵 同

金壱分

先納

右、 山国弥左衛門殿知行高辻并先納、 前書之通御座候、 以上

十二月

石神御郡方

(七七五一一)

も調役一同恐入別紙ヲ以申上候間、 証文相渡置、 入置候分見出、恐入候旨村方より申出候処、右弐筆共ニ手余リ悪所ニ而荒地罷成候付、三ケ年キ定引 畝拾五分引、御蔵入各免分上田壱反四畝拾分内壱反壱畝廿分引、右弐筆之引辻帳組間違、本郷分へ組 扱下石神白方村当田方小検見、手代原市太夫立合見分仕候節、御給筧猟之介殿各免分中田壱反歩内八 開発申付候分二御座候間、 小検見人・村役人とも不調法之義ハ追々取調候而、相伺刑当取計 引方ニ相違者無之候得とも、 組方違候段ハ立合者勿論、私と

可申候得共、右之間違分勘定仕候得ハ、別紙之通り御給分ニ而、籾壱斗八升弐合御蔵入ニ而、籾弐斗 上候通御了簡相済候様仕度、此段旁奉伺候 金納御直段を以上納申付別御勘定御給分、是また別収納ニ村方より為相納申度奉存候間、何卒右ニ申 役所へも引張、容易出来兼指支候義も御座候間御居被下、御蔵入分にて納不足之分ハ村方より持出、 九升八合納不足御不益ニ相成申候間、御取付御勘定目録相直指上可申義ニ御座候得とも、左候而ハ同 以上

十二月

加藤孫三郎

(七七五一二)

石神白方村当已御蔵郷帳之面書抜

外壱斗九升 永引

田高三拾六石五斗壱升三合

三石三斗五合 田方巳付荒

本郷分

内壱升七合 畠作半毛

各免分

拾七石九斗八升壱合 田方右同断

内拾四石壱斗八升四合 無水不作

メ弐拾壱石弐斗八升六合

残拾五石弐斗弐升七合

わけ

本郷分

田弐石五斗五升七合

三ツ三分

取米八斗四升四合

口米弐升五合

各免分

田拾弐石六斗七升

弐ツ五分

取米三石壱斗六升八合

口米九升五合

メ米四石壱斗三升弐合

各免分引方間違、本郷へ入居候付、勘定直リ、左之通リ

外壱斗九升 永引

田高三拾六石五斗壱升三合

外壱石五斗壱升七合 各免分間違組入置候分引

壱石七斗八升八合 田方巳付荒

本郷分

内壱升七合 畠作半毛

内壱石五斗壱升七合 本郷分へ間違入置候分朱入

拾九石四斗九升八合 田方右同断

各免分

内拾四石壱斗八升四合 無水不作

メ弐拾壱石弐斗八升六合

残拾五石弐斗弐升七合

わけ

本郷分

田四石七升四合

三ツ三分

取米壱石三斗四升四合

口米四升

各免分

田拾壱石壱斗五升三合

弐ツ五分

取米弐石七斗八升八合

口米八升四合

>米四石弐斗五升六合

指引〆米壱斗弐升四合 納不足分

籾弐斗九升八合 斗立

此代本七百八拾八文

延鐚壱貫三百六拾三文

但、金拾両二籾三拾六俵

金壱両ニ鐚六貫九百文

巳御定直段

右之通、引辻組間違ニ付、御城米納不足御不益ニ罷成候分ニ御座候間、 別紙を以申上候通、

御了簡相

済候ハヽ、村方より持出上納別御勘定ニ相済候段、御勘定所へも御断可被下候、以上

十二月

加藤孫三郎

(七七五一三)

石神白方村内筧猟之介殿当巳郷帳之面書抜

外壳斗八升壱合 永引

田高七拾八石八斗六升

拾弐石七斗九升弐合 田方巳付荒

内三升壱合 畑作半毛

三石六斗八升六合 田方右同断

各免分

本郷分

〆拾六石四斗七升八合

残六拾弐石三斗八升弐合

わけ

本郷分

田四拾六石四斗三升八合

三ツ三分

取米拾五石三斗弐升五合

口米四斗六升 也

各免分

弐ツ五分

田拾五石九斗四升四合

取米三石九斗八升六合

口米壱斗弐升

〆米拾九石八斗九升壱合

各免分引方間違本郷分へ入居候付、勘定直リ、左之通リ

外壱斗八升壱合 永引

田高七拾八石八斗六升

外九斗三升五合、各免分間違組入置候分引

拾壱石八斗五升七合 田方巳付荒

本郷分

内三升壱合 畑作半毛

四石六斗弐升壱合 田方右同断

内九斗三升五合、本郷分へ間違入置候分朱入

各免分

〆拾六石四斗七升八合

残六拾弐石三斗八升弐合

わけ

本郷分

田四拾七石三斗七升三合

取米拾五石六斗三升三合

口米四斗六升九合

各免分

田拾五石九合

取米三石七斗五升弐合

口米壱斗壱升三合

メ米拾九石九斗六升七合

指引〆米七升六合 納不足分

一、籾壱斗八升弐合 斗 立

右之通、引方組間違物成納不足ニ罷成候分ニ御座候間、 別紙を以申上候通、 御了簡被下候ハ、、

納ニ仕候様、筧猟之介殿へも御断可被下候、以上

十二月

加藤孫三郎

(七七六)

通、各免分弐筆之引辻本郷分へ組入候間、御給御蔵入とも二御不益ニ罷成居、 石神白方村田方当小検見役所手代原市太夫立合を以、引方帳組為仕候節間違、 委細ハ別紙を以相伺候 市太夫義ハ勿論、私并

調役武田伴衛門一同、奉恐入候義ニ御座候、仍而此段申上候、以上

十二月

加藤孫三郎

653

三ツ三分

弐ツ五分

(七七七)

十二月十日仕出御用

- 介川村出火ニ付、 為御知三通、 別留之通御奉行衆・御用人衆・御目付方へ指出候事
- 入郷より帰御之節、 額田村二而宿仕出御賄指出候勘定并請取手形弐枚、 吟味方へ指出候、 尤手形
- 一、宮田村被盗品為御知、前留之通御奉行衆へ申出候事并廻状ヲも指出候事

御断、

前留之通御用人衆へ指出候事

- 、山国弥左衛門稲田村知行高書付、前留之通吟味方へ指出候事
- 、村々飢人御扶持稗願八通、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 白方村田方小検見間違之儀ニ付、 前留之通恐入等之義、権蔵方江書面添御奉行衆江指出候事
- 滑川村儀衛門并髮結常吉刀脇指、 前留之通御町方へ之御断御奉行衆へ申出、 右品々并越後又蔵盗

取候水風呂釜壱ツ、

御町牢へ納候様、受払方へ遣ス

- 、粟村馬口労御慰労之廻状、大久保孫衛門等遠慮之廻状、火術之義ニ付御達之廻状、別段御手元金 リ槙之廻状、飛打木納之廻状、〆八通夫々ニ相廻候様遣ス 是迄之通、 納候様御達之廻状、 枝川村利七行衛不知旨之廻状、 柿渋懸リ銭書替之廻状、 御中間方渡
- 当巳御蔵郷帳壱冊、 調達金利金請取手形四枚、大吟味方へ之御断書付共、当年御下無之由ニ而返候付、 御勘定所催促次第指出候様遣候事 又々指出候事

(七七八一一)

様ニと存候、 所、皆様御役所へも拘候義ニ御座候間、 掛候所、 以廻状得御意候、 拘リ之口書共ニ相廻懸御目候条、 拘リ人も多候間隙取漸仕上申候付、 扨又右一件ハ博奕一ト通ニも無之、 扱下友部村博奕一件、 刑御目論二 思召御座候ハ、、 大里・大子両御役所へ者、 別高島名村忠三郎并役所拘リ之分別冊之通、 悪ル者共致狼藉候儀ニも候間、 而御添御廻被成、 何分二も被仰聞候様致度御座候、 先達而及御懸合候通、 留り御方様より役所へ御返被下候 御奉行衆相伺候上、 追々穿鑿相 刑目論致候 尤御役所

(セセセ)

*飛打木 ひうちぎ。建築で土台・*飛打木 ひうちぎ。建築で土台・

取計可然哉と申出書ヲも目論懸御目候得共、若夫ニも及申間敷哉、何レニも思召ニ相任候様可致候間

御存寄も御座候ハヽ、是又被仰聞候様致度御相談旁得御意候、以上

十二月十日

加藤孫三郎

岡野庄五郎様

増子幸八郎様

入江忠八郎様

兼及延引候儀二御座候間、 尚々、大里御役所よりハ、 和田村介八義二付、 右之者義ハ可然様御取扱ニ致度御座候、 先達而被仰聞候次第も御座候へ共、 以上 調間二合

(七七八一二)

致狼藉候儀ニも御座候間 リ有之同役所申合刑目論仕候処、博奕一ト通ニも無之追放帳外、又ハ他領真木野村竹次等之悪ル者共、 居候所へ押込、難題ヲ申懸右三人之金鐚奪取候旨、委細ハ口書并筋書之通拘リ之者とも申述候付、 馬場村次兵衛・三才村蔵之介両人ハ旅宿へ相引、中染村庄兵衛・太田村庄十・下幡村酒杜氏金次相残 連リ居侯者共逃去候跡ニ而、座中之鐚等奪取、自夫力蔵宅ニおゐて、商人仲广共寄合致博奕相仕廻、 山へ右等之者并島名村忠三郎等一同寄合致博奕居候へハ、太田村要介等之悪ル者大勢押込致騒動候付、 候所、同月廿一日高原村源兵衛・太三郎等寄合、堀切竹薮ニおゐて致博奕、 石神御郡下友部村江当三月中農具市相立候節、 口書指添刑目論入御覧一同御下知奉伺候、 博奕出来候趣居村御山横目等申出も有之付、穿鑿相懸 以上 同月廿二日ニも同村権現 拘

十二日

岡野庄五郎

増子幸八郎

入江忠八郎

加藤孫三郎

(七七八一二)

(本農具市のうぐいち。稲こき・唐本農具市のうぐいち。稲こき・唐

状。小菅組に属する。現常陸太田市上深小菅組に属する。現常陸太田市上深

*酒杜氏 さかとうじ。酒造家で酒 を醸造する長。また、酒つくりの職

(七七九)

武藤昌太夫御合力御扶持方押之儀、別紙之通加藤孫三郎へ御達可被有之候

十二月七日

赤林八郎左衛門

以上

山口直次郎様

金三両

武藤昌太夫

致収納大吟味方へ可被相廻事 右者大吟味方御内用金拝借年賦上納分、 寅卯辰三ケ年滞ニ付、 御合力御扶持方五人分皆納迄月々相押

(七八〇)

右ハ追々御相談之上、 無之候而ハ如何敷候間、 以書付致啓達候、 御制服之義別高へも御達相済候事とハ相見候へ共、万一見咎之節、先キ方ニ而承知 相極候面書抜相廻候事ニ有之、尚更御領中一体之事ニ御座候へハ、別ニ御筋伺 一ト通御筋へ伺候而ハ如何可有之哉之旨、 先頃被仰聞候趣致承知候、 然ル所

十二月五日

候にも及申間敷存候、

右之段可得御意如斯御座候、以上

藤田次郎左衛門

小原忠次郎

加藤孫三郎様

(七八一一)

追々御相談申出候、件々別紙御催促申出書へ、御付札ニ而御達御座候間、則相廻候条御順覧可被成候、

十一月晦日

九郡宛

以上

小原忠次郎

尚々、別紙之内郷鳥見共、役高引等之義者御拘リ之御役所へハ、又々御相談之上申出候様可致候、

以上

(七八一一二)

覚

申五月四日

、古内其外郷中より御町へ指出候ほいろ茶商売之義ニ付伺

御付札、本文、茶商売之義より空寺空院等吟味之義迄、三行何レも当時故障之筋有之、急々ニ者御

判談も決兼候品ニ付、月々不及催促候

亥三月

一、郷中寄寺之義ニ伺(中脱カ)

〃十月

、郷中空寺空院等多く百姓共傷不少候ニ付、御吟味被下候様ニとの儀申出

"

、他所より入込候祈祷者・高野聖等御指留之儀ニ付、御催促申出

御付札、本文、他所より入込候祈祷者等指留之儀、 追而相達候致も可有之候条、先ツ是迄之通被相

心得、月々不及催促候

子五月十三日

一、郷中男女縁辺出入等にて御家中へ欠入候義ニ付、申出

御付札、本文之義も、先ツ是迄之通可被相心得候

/二月四日

、郷帳之面永引認差略之義、伺申出

/二月

(七八一一二)

*郷中寄寺 ごうちゅうよせでら。 ・郷中寄寺 ごうちゅうよせでら。

国を歩く下級僧侶。 *高野聖 こうやひじり。高野坊主ともいう。高野山や空海の高野坊主ともいう。高野山や空海の

、去ル亥年痳疹痢病相煩候者五百人已上、致療治候郷医御称之義、申出

御付札、本文、五百人已上療治いたし候郷医とも御称之義、 御了簡も付兼候間、 已後不及催促候

/ 十一月

、杖罪之刑、杖数之義了簡振御掛ニ付、申出

御付札、本文、杖罪之刑御新も六ケ敷事ニ付、 先ツ是迄之通御居置ニ相成候条、 其旨可被相心得

候

寅正月

一、漆木抓拈等勝手二為仕度旨伺、申出

卯正月

、郷中病難人へ御米被下流之義ニ付、申出

御付札、 本文、 病難人へ御米被下流之義、 最初相達候振ハ有之候共、 其後故障之筋出来申出候趣ハ

難相済候条、其旨可被相心得候

〃七月

、郷中之者御用立金利足御渡方之儀ニ付、申出

〃八月

、御軍役為相勤候御陣屋付同心之義伺

御付札、 本文御陣屋付同心之義故障之筋も有之二付、 先ツ是迄之通可被相心得候

辰正月

一、御法事之節、絹布夜具等宛物御免被下候様仕度旨、申出

御付札、 本文、 絹布夜具等不差出候様ニとの義者、当三月中相達候通、 御法事之節たり共可被相心

得候、尤御連枝様方等より御代拝之者ハ是迄之取扱ニ可被致候

巳正月

御手前札御割札御名前書替侯儀、扱之御陣屋~~ニ而書替申度旨、申出

(七八一一二)

・麻疹痢病 麻疹(はしか)は麻疹 発疹、結膜炎を伴う。痢病(りびょ 発疹、結膜炎を伴う。痢病(りびょ

★杖罪之刑 じょうざいのけい。身★杖罪之刑 じょうざいのけい。身体刑。古くは律の五刑の一つで、罪体刑。古くは律の五刑の一つ回までじだが、六○回から一○○回までしたが、六○回から一○回までより重い。

/ 三月

一、郷鳥見役高御鷹場村々より割取之義并帯刀御止ニ仕度旨、申出

御付札、本文、郷鳥見役高等之義、追々申出候趣ハ有之候へ共、最初相達候通可被相心得候

〃 五月

、艾緑香等之儀ニ付申出

御付札、本文、艾緑香等之儀ニ付申出候趣ハ有之候得共、是迄之通可被相心得候

1

御加扶持相済候役々ニ而も野菜代相納候様

申出

御役々郷中へ不拘御用之節ハ、

御帰国御用金指上金願之者御称之義、

申出

御付札、本文之義者、追而夫々御称も可有之候条、其旨可被相心得候

〃十月

於向山御法事有之候御方々様、御城下寺院之内二而御執行被遊候義、申出

1

、御加裏判手形留付方二而紛失致候付、申出

"

、御家中諸拝借金へ知行指向定押之儀、十一月限リニ御達有之様仕度旨、申出

-

、別段御内用御手元金壱ケ年五拾両ツ、納候分納御免之義、申出

御付札、本文、御手元金納之儀ハ、十一月四日相達候振を以可被取扱事

右伺置候件々、未御下知無之分前書之通ニ御座候、 此外洩候分も御座候ハ 追々可申上候、 以上

十月廿九日

御郡奉行共

助川村郷士

長山半兵衛

右之者、村方百姓縁談之義ニ付不当之致世話、 其外土地方之儀ニ付不心得之次第御座候付、此度呵押

込五日申付候、此段御心得二申上候、以上

十二月

加藤孫三郎

(七八三)

奥州牝鹿郡

石之巻裏町出

又蔵

年三十六

(七八三)

ち。陸奥国牡鹿郡石巻村裏本町。現 *石之巻裏町 いしのまきうらま

宮城県石巻市。

右之者、御奉行衆へ伺之上、去ル四日追放申付候、仍而申渡書写懸御目申候、以上

加藤孫三郎

奥州牝鹿郡

石之巻裏町出

又蔵

右之者、伺之上去ル四日追放取計相済申候、仍而此段為御知申上候、 以上

十二月

加藤孫三郎

660

申渡書略

十二月十九日

御目付様中

(七八四)

(七八五)

間、 候、 其許様へ御下ケニ相成候付、右俵受取人指遣可申旨御紙面之趣致承知候、 御書付致拝見候、先達而北浜筋 戻リ之節持参致候様相達候付、 右御答迄如斯御座候、 以上 御成之節、 五三日之内請取申候而可有之候問、 於中戸川新田ニ焼米俵ニ入、 乍御世話夫迄ハ御指置可被下 尤飛脚之者水戸表迄指遣候 通御先江指出候所、此度

十二月十三日

加藤孫三郎様

島村孫衛門

(七八六)

十二月十五日仕出御用

- 武藤昌太夫御扶持方押御達二付、取扱振別留之通、御奉行衆へ伺場、別川村出火為御知別留之通御奉行衆御用人衆御目付方へ指出候事 付間違消ス
- 御奉行衆へ伺指出候事
- 岡部新次衛門御物成籾押候所、当年者納切ニ付、来年より押候旨、 別留之通御役金方へ御断指出

、奥州石ノ巻出又蔵追放、 為御知前留之通、 御奉行衆へ指出候事

- 右同断申渡書写、御目付方へ指出候事
- 長山半兵衛呵押込之為御知、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 滑川村飢人藤四郎病死ニ付、為知別留之通吟味方へ指出候事
- 御催促物御付札之廻状、 小菅へ廻候様遣候事
- 本米崎村彦三郎等刑目論一巻、 御奉行衆へ指出候事
- 宝照院院納真木之廻状、常わへ返候事

(七八七)

加藤孫三郎へ

酒役金之内より

一、金拾弐両弐分

但、無利足来午より申迄三ケ年賦

稗三拾石

但、来午より亥迄六ケ年賦

右、去月廿九日類焼ニ而家財夫食等迄致焼失、 難義之趣無拠相聞候二付、 稗ハ願之通拝借御金高御差

略之上、前書之通相済候条宜被取計之事

(七八八一一)

火之元大切二可仕儀并船渡賃銭割増之儀、 別紙壱通之通御目付中より権蔵殿へ達御座候間、 御順達可

被成候、以上

十二月朔日

九郡宛

藤田次郎左衛門

(七八八一二)

諸向へ

火之元大切可仕義勿論之事候得共、 御在国中之儀別而心ヲ付、 火遇等無之様精々可被申付候

右之通、支配 < 末々迄得ト可被相達候

此度、 中山道河渡川・日光道中房川両渡船役困窮ニ付、 牧野備前守殿より専阿弥ヲ以、 御城付共へ一 紙二 人馬渡船賃左之通可受取旨申渡 而 御渡候御書付之写

(七八八一二)

七二歳で死去。 を命じられた。天保二年七月十四日 管掌し、あわせて朝鮮使来聘御用掛 主。勝手掛老中となり財政・農政を よ)。幕府老中。越後長岡藩九代藩 *牧野備前守 牧野忠精 (ただき

河渡川を長良川と称した。 現岐阜県岐阜市の河渡宿近辺では *河渡川 ごうど川。長良川のこと。 伊師町村

類焼人

拾人

662

当巳十二月より

戌十一月中迄五ケ年之間

三わり増

中山道 河***** 渡宿

河渡川

日光道中 栗橋宿

房***** 川

右、 船渡割増申渡候間、 巳十一月 可被得其意候、 右之趣向々へも可被相触候

右之通、相触候間可存其趣候

(七八九)

一、金弐分

手代

広瀬重左衛門

右、 先達而 上使之節、諸御用為取計指出候付拝借相済候所、 勝手困窮ニ付当暮上納ニ而ハ難儀仕候

右、 白紙へ認出ス 間、

何卒年賦上納二相済候様仕度、

此段奉願候、

以上

十二月

加藤孫三郎

(七九〇一一)

取調相済、清書二相廻申置候趣御座候間、 候而ハ不相成候間、 以書附致啓達候、然者孝行奇特成もの行状、 此段得御意候、以上 早々取調指出候様、再応御奉行衆より御達御座候処、御役所分者鈴木庄介方ニ而 一同於役所相撰可指出候間、来ル廿二日まてニ清書之上御 公儀御書出之義、是非当年中、 公辺へ御指出ニ無之

廻御座候様、

(七八八一二)

本橋から数えて、中山道五四番目の *河渡宿 ごうど宿。現岐阜市。 日

目の宿場。同八番目の中田宿と合宿 玉県北葛飾郡栗橋町。日光道中七番 *栗橋宿 くりはし宿。現埼玉県埼 で、半月毎の交代勤務であった。

橋宿の利根川の房川渡し。現埼玉県 *房川 ぼうせん。武蔵国葛飾郡栗

北葛飾郡栗橋町。

加藤孫三郎様

尚々、 早速指出、 前例ハ御扣とも三冊指出候由ニ候得とも、此度ハ先ツ 御扣 ハ跡より指出候様、 昨夜御奉行衆より御達御座候、 公辺へ御指出之分はかり壱冊、 以上 相認

(七九〇一二)

かと安心不仕候間、尚また於御役所ニ宜重校被仰付可被下候 先御書出ニ效ひ書法を直シ候得とも直し落、又文字之誤等も可有御座、*(※) 来候間、清書被仰付候様仕度奉存候、尤文儀之取捨等雌黄ヲ加へ申候得とも、却而不宜処も可有御座、 書付啓上仕候、 御領中孝貞之もの等行状、 公儀御書出二付、 惣郡分取調申候ニ付則御役所分出 所々之分差急キ調申候付ニ何

、書出ヲ急キ之御達再応ニ而、当年中指出候様江府より申来候由、 清書之上、此方二而致合冊候筈二御座候、 其上とても一人くらひニ而ハ当年之書出ニハ間ニ合不申候ニ付、 者一両人ニ而認候得ハ宜候得とも、此方両御役所も至極取込ミ、中々以惣郡分書写取候段ニハ無之、 仍同紙を買上、 五状并毛引書様とも二二枚御廻申候条 手跡ハ違候とも御役所々々ニ而御 又々昨日御達有之候、 惣郡分筆

一、合冊いたし候ニ付候而ハ、成たけ巻末之書切をよく仕度候

御落掌宜被仰付可被下候

- 一、書初メ之国郡ハ、先ツ張札ニ而御廻可被下候
- 御名前ハ惣巻末へ御連名之筈ニ御座候間、 御一郡分へハ御認ニ及不申候

此義ハ伺候筈ニ御座候処、 仕間敷候間、 寛政中ニハ二冊外ニ書様直リ候下書まて、 冊出来次第早速御廻可 先ツ 公儀御書出分計を一冊指出シ、 被下 御扣とも二二冊ハ指出不申候ハ、相成間敷敷とも、 候、 御用被仕廻前二指出申 指出候様ニとの御達ニ相見申候、 御扣ハ跡より指出候振ニも相伺可申候条、 一候筈ニ 一御座候 乍去此節二冊 三冊ニハ及間敷 ハ出来 先ツ

寛政中ニ書出洩之分ハ、 物卷末江出候

第二御座候間、 別冊ニ書写被仰付候様ニと奉存候

(七九〇一二)

文書を添削することをいう。 *雌黄 しおう。詩文を添削する際、 と。語源は中国で文字を抹消する際、 とは、硫化砒素を主成分とする鉱物 とは、硫化砒素を主成分とする鉱物 とは、硫化砒素を主成分とする鉱物

ねること。準ずる。模倣する。 * 做ひ ならい。すでにある事にま

すること。 *重校 じゅうこう。重ねて校正を

書、証文などのこと。 等、毛筋一本をはさんで押捺した証 までいると。実印をおす

一、寛政中ニハ、筆者を撰候様相見候、尚又宜被仰付候様ニと奉存候

、金穀指上、或ハ農事出精、或ハ分家取立、或ハ多子之養育等一ト通ニ付、時之勢ニ而御称シニ相 成候分ハ、 公儀書出へハ除キ可然与、此方御同役様へも御相談申上候事ニ御座候、以上

十二月十五日

鈴木庄介

加藤孫三郎様

(七九二)

十二月廿六日朝、免許之事

蓮田藤介

其方義、不調法之義有之、呵押込申付置候処、令免許もの也

候処、右等之義ハ別而念入可申処、畢竟御用筋等閑故之義と不調法之至ニ付、呵押込申付もの也右! 大橋村与頭久衛門不心得之義有之ニ付、呵押込五日可申付筈之処、 日限脱落免許及延引恐入候旨申出

十二月廿一日御達之事

(七九二一一)

従寛政元酉至文化五辰

石神組孝行貞節并奇特成者書抜

但、文化四卯同五辰、無御慰労者死亡ハ辰迄ヲ記

常陸国久慈郡

田中々村

百姓 重衛門

五十一才

一、持高弐拾八石四斗九升四合

此者、 親代ハ極窮にて持高四石余悪所計致所持、 借家二而艱難之暮二候処、 生質実貞者二而寒暑

之無厭農業抽而致出精、 勝手ヲも取直持高も取殖奇特之者ニ付、 寛政元酉亥六月為褒美青銅壱貫

文為取之候

但、文化五辰八月死亡

同国同郡

白羽村

百姓 兵吉

、持高弐石六斗壱升八合

此者、養父母拾ケ年ほと已前盲人ニ相成、其上家内一同病臥物入多、百姓立届かね侯程ニ侯処、 二十七才

生質実貞にて公納向大切ニ心懸、農業甚致出精勝手向ヲも取直奇特之者ニ付、寛政五丑九月為

褒美青銅弐貫文為取之候

同国同郡

幡村

水吞左七女房

_

とよ

四十八才

此者、老少役介多、夫儀ハ奉公ニ罷出候跡壱人ニ而、女之身柄鍬鎌ヲ取男勝リ相働、老少致養

育奇特之者二付、寛政五丑九月為褒美青銅弐貫文為取之候

宮田村

同国多賀郡

百姓 藤左衛門

一、持高八石六斗壱升七合

666

七十四才

貫文為取之候 此者、往元困窮ニ候処、存入宜農業致出精持高等取殖シ、倅両人并孫女迄別家ニ取立、四竈五 夫婦ニ相成、孫彦迄ニハ都合人別弐十人ニ相成、奇特之者ニ付、寛政五丑十二月為褒美青銅三

持高弐石三斗壱合

同国同郡

高原村

百姓 与衛門

五十五才

之者へハ手伝候様心懸奇特之者ニ付、寛政五丑十二月為褒美青銅弐貫文為取之候 出精、夫々之工夫ヲ以土地相応之品蒔仕付、作徳も有之勝手向ヲも取直、其外坪内農事手後レ 此者、幼少之節、極窮にて両親とも奉公ニ罷出、未進等多分有之候処、生質実貞にて農業甚致

但、文化四卯正月死亡

持高五石七升九合

同村

六十四才

百姓 九兵衛

とも、夫婦一同農事致出精農隙ニハ炭等ヲ焼、余潤ヲ以公納向村役人催促無之内、相納候様心 此者、往元より極窮、其上両度之焼失ニ而必至之指詰、小屋懸之侭漸風雨凌候体ニ而罷在候得

但、文化二丑十月死亡

懸奇特之者二付、寛政五丑十二月為褒美青銅弐貫文為取之候

自作農が、年貢米を納めた残りの得 *作徳 さくとく。作得ともいう。

(七九二一一)

分。

同国同郡

水木村

一、持高弐拾壱石弐斗五升

善次衛門

山横目兼庄屋

言义作月

様取扱、其外村内小人上納指替金九拾両余、致合力奇特之者ニ付、寛政六寅十一月一代苗字上 心ヲ用、万事行届候者にて、都而重立候役時々申付為相勤、其外近郷懸リ合籌分等取扱不事立 此者、数年山横目・庄屋両役、其外小検見等出精相勤、上之儀大切ニ存入、林諸木植立等別而 五十六才

下指免之候

同国同郡

高原村

持高四石四斗六升弐合

百姓 喜□太

二十九才

行ヲ候付、寛政六寅十一月為褒美青銅五貫文為取之候 炭・真木等心懸置為相凌、近郷へ罷出候節者酒・小肴等相調為土産致持参候様、不断懇ニ尽孝 此者、若年より甚実貞ニ而聊も親之心ニ不背、父老衰ニ随食事等別而心ヲ付、寒夜ニハ炉辺へ

同国同郡

油縄子村

百姓 源五兵衛

持高三石

四十三才

此者、 母ハ歩行不自由之処、近隣又ハ見物事等有之節ハ背負罷越候様、 農事出精、 猶又両親へ孝心深、平日父酒ヲ好候付、 乍困窮時々遠方迄罷越買求為相用, 諸事何儀ニよらす両親之心

(七九二一一)

間をとって第三者が仲裁すること。 さく)と中分(ちゅうぶん)の意を あわせたもの。籌作は仲裁・仲介の あわせたもの。籌作は仲裁・仲介の

二叶候様尽孝行ヲ候付、 寛政七卯七月為褒美青銅五貫文為取之候

同国那珂郡

向山村

持高四石七斗四合

七十二才

供八人致養育及困窮、其身老年ニ随農事押張不相成、下駄挽又ハ草履わんしヲ造、上納足リ合 此者、七十二才二相成候処、生得律儀にて壮年之砌より農業甚致出精、殊二育子之儀心入宜子

二仕候様心懸宜奇特之者二付、寛政七卯七月為褒美青銅三貫文為取之候

但、寛政七卯七月死亡

百姓 仁兵衛

事。或いは下駄を作成する用材の木 *下駄挽 げたびき。下駄作りの仕

(七九二一一)

挽き作業。

同国久慈郡

小目村

豆飼坪

百姓共

此坪之儀ハ、先年より挙而農事致出精、鍬立蒔仕付等ニ至迄都而余坪より早く、且病難等に て手後レ之者へハー同申合致加勢候処、手伝請候而ハ恥辱之様存、他村ニ勝レ相働、諸法度事

、持高三百八拾壱石九斗三升壱合

一同農事致出精奇特之者共二付、寛政七卯十一月為褒美籾拾五表為取之候

屹ト相守熟和ニ而、

同国同郡

茅根村

百姓七衛門女房

もよ

669

一、持高弐石六斗八升壱合

五十五才

此者、夫七衛門数年致乱心、体ハ愚之上病身にて農事不相成及困窮候処、乱心之夫懇ニ致介抱、 寛政八辰七月為褒美青銅五貫文為取之候 其身ハつゝれヲ着男同様農事少も無怠、病夫着衣食物共不自由無之様、若キ節より尽貞節候付 酒等好候得ハ、乍困窮相求為用何事も心ニ任、是非本復為仕度、昼夜十二度ツ、水浴仏神ヲ祈

同国多賀郡

会瀬村

百姓 忠兵衛

持高四石弐斗八升八合

百才

此者、生得実貞者ニ而年若之節より農事致出精、 二相成候迄農事致出精奇特之者二付、 寛政九巳四月為褒美籾七表為取之候 百才二相成候得とも今以縄莚等致手業 極老

但、 寛政十午四月死

同国同郡

山部村

持高四拾壱石壱斗弐升八合

此者、 分指出金二いたし候て、其後も足金追々指出百三拾両余二相成、 足にて金子等相貸、其外村内田畠手余候儀ヲ歎敷存、 別而存入宜奇特之者二付、寛政九巳十二月為褒美籾七表為取之候 若年より農事致出精生得実意之者にて持高ヲも取殖シ、 新百姓取立致心願にて、 由緒之内及困窮候ものへハ無利 浪人者等致世話新百姓致取立 組頭相勤候內給

(七九二一一)

*足金 たしきん、たしがね。追加

諸国を流浪する人。一定の職業のな を失った武士。また、 *浪人 ろうにん。主家を去り封禄 郷土を離れて

670

元組頭祐介

五十七才

金。

同国那珂郡

石神豊岡村

一、持高六石四斗五升

百姓 重衛門

五十七才

心願にて心懸候得とも、及老年不行届由にて、金壱両弐分村役人迄願出候段、実意之者にて志 此者、幼年之節父相果母ハ其砌他へ縁付、祖父母之養育にて致成長候処、心懸宜家業致出精相 奇特之者二付、寛政九巳十二月為褒美籾五表為取之候 応之百姓ニ相成、他へ縁付候母ヲも折々相招キ懇ニ取扱、其外農間ニ縄なへ為冥加金子指上度

但、享和三亥四月死亡

同国久慈郡

田中々村

百姓 左次衛門

持高八石五斗壱升六合

五十五才

此者、 幼年ニ而父相果、若年より農事抽而致出精、 子供六人有之候処、農事教誡も宜奇特之者

二付、寛政九巳十二月為褒美青銅壱貫文為取之候

同国那珂郡

石神外宿村

郷医 本仙

持高無之候

四十三才

付、早速致帰村、食養者勿論両便之世話共ニ壱人にて懇ニ尽孝養、医業之儀も貧家之ものへハ 此者、若年より江戸へ罷登医業致修行、其後相州へ引越居候所、父母一同中病相煩候趣申遣候*

およそ現在の神奈川県域を範囲とす(七九二一一)

る。

同国同郡

沢村

百姓

喜代十

持高壱石五斗七升三合

親代より極窮ニ而年来身売致奉公候得とも、老母壱人宿ニ罷在候付、成たけ居村ニ而致 四十才

奉公、 隣村二相勤候節者主用相済候得ハ暇ヲ乞、毎夜風雨等之節ハ猶更深更ニ而も罷帰懇ニ致

候二付、寛政十一未九月為褒美青銅五貫文為取之候

何そ初物等出先にて出候へハ、母致土産拝借金相済、

引込候後ハ猶更昼夜付添居尽孝行

介抱、

此者、

額田村

百姓喜十女房

此者、夫致病死候処、病中昼夜心ヲ尽、食物等万事病夫心ニ叶候様致介抱、好之物ハ乍困窮価 二不拘一衣ヲ代替候而も調為相用、数年懇ニ致介抱、其外男同様鍬鎌ヲ取相働農事致出精、貞

同国多賀郡

百姓 惣衛門

持高拾六石三升八合

672

同国同郡

いな

四十五才

持高七石三斗五升

節之者二付、寛政十一未九月為褒美青銅五貫文為取之候

山部村

五十一才

精持高も取殖シ、育子之儀心ヲ用、一村迄も申含倅分家致取立ヲも、其外荒地開発等ヲもいた 此者、往元貧家之上、幼年之節両親相果身売奉公致居候処、心懸宜元百姓二立帰農事抽而致出 別而存入宜奇特之者二付、寛政十一未九月為褒美青銅三貫文為取之候

同国久慈郡

上土木内村

惣百姓

村高三百弐拾五石九升六合

申請、

此村、 前々より風儀宜農業致出精、荒地等更ニ無之、寛永十八巳年已来、当時迄田方小検見不

我勝二致出精風義宜二付、寛政十二申七月一村一ケ年夫金指免之候

同国多賀郡

水木村

山横目兼

庄屋

佐藤善次衛門

持高弐拾壱石弐斗五升

之候

川除等普請方巧者二而、近郷迄時々罷出相勤甚出精之者二付、寛政十二申十二月一代帯刀指免

ト | |-

此者、役儀出精其外存入宜者二付、寛政六寅年一代苗字上下指免候以後、弥以出精相勤、用水 六十二才

料用などの目的で引いた水路。*用水 ようすい。用水は灌漑や飲

(七九二一一)

同国那珂郡

額田村

持高弐拾壱石三斗六升壱合

庄屋 市兵衛

五十五才

此者、先祖より打続庄屋役相勤、 大郷ニ而別而骨折切労も有之、奇特之者ニ付、 寛政十二申十

二月一代苗字指免之候

同国同郡

高野村

百姓孫免次祖父 平左衛門

持高拾弐石壱斗九升六合

八十二才

二催促無之内、金穀共相納候様心懸、極老ニおよひ候へとも今以風雨ヲ不厭、農事出精荒地等 此者、若年より農業致出精公納辻年々初穀二而心懸、村役人より触無之内申出、 地頭所納とも

致開発、諸人ニ勝レ存入宜奇特之者ニ付、享和二戌七月為褒美青銅弐貫文為取之候

但、文化元子八月死亡

同国同郡

船場村

百姓 儀介

持高三石三斗壱升三合

四十一才

夫々二時々之服為着、食物等好二随尽孝行候付、享和二戌七月為褒美青銅五貫文為取之候 叶かね候事も有之、孝道之妨ニ相成候とて致離別、最寄ニ而致請作漸々相凌候へ共、両親へハ 此者、往元困窮之処、 両親共及極老歩行更ニ不相成、老屈いたし気六ケ敷、女房儀ハ親之心ニ

(七九二一一)

神組に属する。現東海村船場 *船場村 ふなば村 (那珂郡)。 石

むこと。老いて体力の弱ること。 *老屈 ろうくつ。老いて腰のかが

同国久慈郡

亀作村

、持高拾壱石三斗八升

百姓市郎兵衛養子

直三郎

三十七才

此者、村内より養子ニ参候処、養父市郎兵衛困窮、殊ニ老年病身ニ而農業も不相成所、此者壱 子も不及尽孝行候付、享和二戌七月為褒美青銅五貫文為取之候 人農事致出精老少致役介、未進等ヲも不残仕抜時々之上納諸人ニ先立相納、 両親懇二致介抱実

同村

、持高拾弐石三斗六升

百姓平七女房

きく

五十三才

介抱、 此者、夫数年眼病相煩盲目ニ相成、其砌ハ老母倅幼少にて甚艱難之暮ニ候へとも、農業出精に て男も不及ほと壱人之働ヲ以老少養育いたし、老母取扱も宜、盲目之夫年来薬用等悉ク懇ニ致 母ハ相果候へとも倅へ娵取孫致出生、田畠ヲも取殖シ一廉之百姓ニ相成、病夫へ尽貞節

同村

百姓紋衛門娘

持高七石五斗七升弐合

候付、

享和三亥七月為褒美青銅五貫文為取之候

りく

二十才

此者、 親病身にて及困窮聟も呼取兼候得とも、此者年若二而鍬・鎌ヲ取相働、 両親幼年之妹共

公納向至而大切二心懸別而存入宜奇特之者二付、享和三亥七月為褒美青銅三貫文為取之候 二四人暮二而困窮なから救方等不相願、壱人之働ヲ以家内致扶助、其外何事も両親申付ニ随イ、 但、文化五辰十二月死亡

持高拾五石七斗三合

同国同郡

釈迦堂村

百姓 小左衛門

四十九才

此者、親極窮ニ而、 親・祖母ヲも懇ニ取扱、若年より農事抽而出精にて追々田畠ヲも取殖シ奇特之者ニ付、享和三 人大勢取続兼候処、 家財田畠売払江戸表へ奉公ニ罷登、其砌ハ此者十四才ニ而、 乍若年寒暑ヲ不厭昼夜無油断農事致出精、 廿才二相成候節父ヲも呼下シ両 祖母并母弟両

亥七月為褒美青銅三貫文為取之候

持高弐斗壱升

同村

百姓庄十後家

さよ

五十三才

たし居候へとも弟源左衛門及困窮、 此者、夫庄十弟源左衛門へ跡相譲、 等之者へも此者厚志ニ而、病苦ヲも忘レ候由孝行之事而已、 之姑起臥之介抱懇ニ取扱、糸機等之賃銭ヲ以貧キ内より食物等諸事心ニ叶候様取扱、由緒近隣 夫婦とも奉公二罷出候付、 江戸表へ奉公ニ罷出候付、 姑物語しほしうて姑へ孝行ヲ尽シ 一同罷登居候処、夫相果養子い 姑介抱之ため早速罷下リ、極老

候者二付、享和三亥七月為褒美青銅五貫文為取之候

(七九二一一)

布を織ること。 *糸機 いとはた。綿糸をつむいで

676

同国同郡

小目村

、持高八石四斗五升

百姓弥五衛門娘

いち

六十才

此者、往元親困窮ニ而若年より奉公いたし村内へ縁付候所、夫不覚語ニ而困窮ニおよび奉公い 公致居候処、心懸宜兄跡とも二百姓弐軒取立、農事甚致出精奇特之者ニ付、享和三亥七月為褒 たし居候へとも、離縁ニ相成親元へ帰り候後も、 兄病難等ニ而奉公ニ罷出、 両親致養育数年奉

但、文化元子八月死亡

美青銅三貫文為取之候

同村

持高四石五斗四升七合

百姓八百十女房

もん

三十八才

処、子供四人・母とも大勢之暮此者丹誠ニ而農事致出精、夜ハ豆腐等ヲ拵艱難之暮ニ而、子供 此者、夫病身にて致小商、其身口過而已漸いたし、里方ニ母壱人にて罷在候付、右へ引越居候 養育も行届兼候体ニ付、救方も有之候処□元いたし田地等買求取続、母儀も懇ニ致介抱志奇特

之者二付、享和三亥七月為褒美青銅三貫文為取之候

同村

百姓 茂十

四十四才

677

、持高拾五石五斗九升五合

珍敷物相調為用候類にて、無残所致介抱夫婦とも尽孝行候付、享和三亥七月為褒美青銅五貫文 病父悉懇ニ致介抱、夫婦とも孝心之者にて、月毎ニ茶菓子等拵為相用、又ハ野菜等代替土付等ほど 此者、親代より極窮にて子供両人有之、父ハ病身ニ而取臥居至而、艱難之暮にて漸々取続候処、

為取之候

持高六石九斗

同国多賀郡

大沼村

組頭 利八

頭役大切ニ相勤組下取扱も別而心ヲ用、母朝夕懇ニ致介抱何事も心ニ叶候様いたし、農事出精 此者、幼年之節父相果、母之養育にて及成長候処、 母申付ニ随農事甚出精田畠ヲも取殖シ、組 四十七才

奇特之者二付、享和三亥七月為褒美青銅三貫文為取之候

同国久慈郡

田中々村

、持高拾弐石三斗弐升五合

百姓 義免次

褒美青銅五貫文為取之候 気之節者寝所自分肌にて温為相休、暑気之節も右ニ順懇ニ致介抱尽孝行候付、享和三亥七月為 之内及老衰気分不相定候処、 跡ハ弟へ遣分家百姓ニ相成、 此者、壮年より農事別而致出精並より取入も宜、年来小検見引ヲも不申請田畠追々取殖シ、親 何事も曽而不相背、農事ニ罷出候而も折々立帰様子見届、又ハ寒 歩役等も順番ニ不拘走付大切ニ心懸、父極老之上相果候処、存生 六十才

一、持高拾八石六升三合

同村

百姓 善衛門

六十一才

立、此者儀も家内挙而農事致出精次男分家へ取立、分家之者へも睦敷、老母大切ニ致孝養奇特 此者、親又左衛門と申者存入宜農事出精之者にて、困窮人等へハ致合力等、男子三人分家ニ取

但、文化二丑四月死亡

之者二付、享和三亥七月為褒美青銅三貫文為取之候

一才

かであること。仲がよいこと。*睦敷 むつまじく。交情がこまや(七九二―一)

、持高弐拾九石三斗四升七合

百姓 武衛門

同村

五十五才

此者、家業別而致出精勝手向取直シ、数年小検見引ヲも不申受、火災病難等之者へハ金穀合力

ヲもいたし奇特之者ニ付、享和三亥七月為褒美青銅弐貫文為取之候

同村

7

、持高四拾八石七斗弐升九合

百姓 庄次郎

六十三才

此者、往元困窮二候処農事別而巧者二而、 致出精持高ヲも追々取殖シ、年来小検見引ヲも不申

請様心懸、抽而農事致出精奇特之者ニ付、享和三亥七月為褒美青銅弐貫文為取之候

同国那珂郡

足崎村

百姓 藤吉

一、持高七石三斗六升五合

六十九才

此者、往元極窮にて奉公致居候得とも、農事出精質素專二心懸、追々田畠取殖シ子供四人有之、

新百姓等取立奇特之者二付、享和三亥七月為褒美青銅三貫文為取之候

同国同郡

上高場村

持高三拾壱石七斗九升弐合

庄ヤ 政衛門

四十六才

此者、親代より相応之百姓ニ候処、近年及困窮候へとも利付ニ致他借、百姓難渋候者へハ無利 其外新百姓取立等厚致世話、下人召連荒地開発等いたし村内之者為励、 足にて相貸、潰人分村弁ニ可相成分も自分より指出、困窮人家作等之節ハ材木等自分山より遺 居村庄屋・近村兼帯庄

屋ヲも出精相勤奇特之者ニ付、享和三亥七月為褒美籾三俵為取之候

同国同郡

下高場村

忠次郎

五十三才

殊二商売之内より五銭三銭ヅツ初尾と唱撰銭ニ而溜置、銭拾貫文為冥加相納度旨願出、旁実精 麹商売見習、右商売取初立追々勝手向取直シ、兄両人ヲも自分より金子指出為引込百姓立為致、 此者、幼年之節親相果十三才より奉公二罷出、数年致奉公兄両人共奉公致居候処、此者心懸宜 にて奇特之者ニ付、享和三亥七月為褒美籾五表為取之候

同国同郡

本米崎村

一、持高六拾六石五斗四升三合

山横目賀内

五十七才

帯庄屋ヲも相勤候処、風儀村立取直度深ク存入、其上遠所迄罷出候儀申付候而も、甚出精相勤 此者、上之儀別而大切ニ存入厚、林諸木植立等ハ勿論用木山取等聊費無之様甚心ヲ用、 奇特之者二付、享和三亥十二月一代苗字指免之候 近村兼

同国久慈郡

下土木内村

、持高三拾六石三斗壱升壱合

山横目義之衛門

六十五才

候処、甚存入宜兼帯村風儀取直諸懸ヲも為相減、其外臨時之儀甚出精相勤奇特之者ニ付、享和 此者、上之儀別而大切ニ存入厚、林諸木植立等ハ勿論、 近村兼帯庄屋并新役之庄屋後見等相勤

三亥十二月、一代苗字指免之候

同国同郡

釈迦堂村

百姓銀次郎祖母

持高八石三斗六合

なつ

九十四才

此者九十四才二相成、為養老九十以上之者へ一統之通毎年籾給リ候儀厚相弁、 極老之身柄にて

木綿織立為冥加指上度旨願出奇特之者二付、文化三寅五月為褒美青銅壱貫文為取之候

但、文化四卯正月死亡

同国多賀郡

宮田村

百姓藤左三事

藤衛門

八十七才

此者、往元困窮ニ候処、農業出精追々田畠取殖シ、倅并孫ヲも分家ニ取立候故ヲ以、寛政五丑 年為褒美青銅三貫文為取候所、其後猶更致出精子孫之者当時人別弐十四人ニ数増過、孫ヲも別

、持高拾壱石八斗六合

家二取立、本家共都合四軒二相成、一体藤衛門儀実貞にて心懸宜、倅共ハ勿論孫彦迄挙而農業 致出精、育子金御救元多年心懸指出、 件之通心ヲ用候段奇特之者ニ付、文化三寅九月為褒美青

銅三貫文為取、孫与市と申者一代上下着用指免之候

右之通御座候、以上

巳 十二月

加藤孫三郎

(七九二一二)

覚

寛政三亥七月

内田村

郷医

此者、学門精入近郷療治、 別而致出精甚奇特之者二付、 為御褒美金三百疋被下置候

同七卯四月

小目村

木内春伯

此者、 医業出精存入宜者ニ付、御褒美ヲも被下候者之処、 其後猶更出精ニ付 御目見格被仰付候

文化元子六月

介川村

此者、養父善次平存生之内育子金指出、件之通育子之儀心ヲ用奇特之至リ付、右之者一代上下御 百姓 重次衛門

免被仰付候

同年同月

_

友部村

庄屋 次郎左衛門

宮田村

くミ頭平左衛門

小沢村

百姓 太郎衛門

此者共、育子之儀心ヲ用育子金指出候付、一代上下御免被仰付候

同年十二月

郷医

木内玄節

此者、馬場会読へも無懈怠罷出、医学療治とも心ヲ用病家懇ニ広致療治医業出精ニ付、* 御目見

格被仰付候

(七九二一二)

寄り集まって読書しあうこと。 われた。会読とは、二人以上の人が の馬場御殿で郷医が集まり会読が行 *馬場会読 ばばかいどく。太田村

683

文化三寅六月

此村之者共、

御国恩相弁、

初穂籾指出度旨願上候段奇特之至二付、

為御酒代青銅七貫文被下置候

本米崎村

小目村

小目村

郷医 玄達

内田村

〃 玄仲

田渡村

〃 玄減

此者共、 馬場会読へも無懈怠罷出、 医業別而出精等之故ヲ以、 為御褒美金三百疋ツ、被下置候

下候分ハ、元御ほうひ被下候節之意味ヲ以書出候遣候ヘハ、 前々御褒美等被下候者之内、 文公様御在国之節、 返却御取寄之者ハ御呼出、 此分ハ相除候、其外村役人等年数等 青銅壱貫文以上被

右、寛政元酉年已来御褒美等御慰労被下候者之内、 此度 公辺御書出撰候相除候分前書之通御座候

ヲ以、役所金利足等より為御褒美被下候分も相除申候

以上

十二月

石神組

(七九二一三)

御書付致拝見候、 之上、先年より天明八申年迄之分取調書出候ふりを以、 も不相成程ニ御座候間、 右取調之儀ハ追々取懸ケ再辺吟味為致候処、先日懸御目候分ハ初発取初立之分ニ而、 追而調直シ候分も 御領中孝貞等之もの、 其後調直候面を懸御目申候筈ニ候処間違、 公辺御書出も書様シ無之御見通も不宜存候間、 公儀御書出御調御取懸リニ付、いさゐ被仰聞候趣致承知 別冊之通取調御廻申候間、 初発取初立混雑之分御廻申御心配 寛政元酉年 外々御書出 混雑いたし見通 公儀御達 「へ御見

相成候哉、 候 無御座候、 切書出、 合之上、右之内相除可然分も御座候ハ、御除キ被下、 御筋二而御撰之上御除二相成候分も御座候様相見申候処、 寛政元酉以来御褒美等被下候もの之内、此度書出へ除キ候分ハ別紙ニ書抜懸御目ニ候外ハ 且被仰渡之面要文ハ無指略、 前々書出之振を以認候間、 追而被仰聞候様致度存候、尤前々ハ件之通役所 若此度ハ惣郡之分一冊ニ御調ニも 右之面ニ而御見通ニいたし度御座

、元松岡組之内別高其外、小菅・大里・浜田等扱ニ相成候村々之分者、当春中書抜御役所くへれ ハ書出ニ罷成候半与存候 辺御書出シニ相成候ものとも書出振書様とも書抜、先達而相廻置候間、 候ふりも御座候処、持高年齢糺等も御座候得ハ、寛政元酉已来御ほふひ被下候もの書抜、并前々 廻申候、 尤別高御引訳ニ相成候村方御引分ケ已前之分者、役所書出へなりとも組可然哉之旨被仰聞 今程ハ別高よりも御筋まて

持高年齢之義ハ被仰聞候通り、 御褒美被下候節之持高年相糺、 印候事二御座候、 旁宜御取扱被下

度存候、以上

十二月五日

鈴木庄介様

加藤孫三郎

(七九三)

十二月廿日仕出御用

助川村焼失ニ付為御知三通、 別留之通御奉行衆・御用人衆 御目付方へ指出候事

、伊師町村焼失二付、拝借金手形壱枚、別留之通遣候事

、広瀬重左衛門拝借御延願、前留之通御奉行衆へ指出候事

当春中人馬遣高書出 弥太郎殿御好二付書出候分、 忠次郎 次郎左衛門好之由申来候付、 当春中

之通リ書抜遣候事

、上高場村黒鍬下リ指紙壱枚、別留之通御目付方へ相納候事

- 一、郷士へ被下候小杉紙請取手形壱枚、別留之通リ請取置候様遣候事
- 方より申出候付、 山国弥左衛門知行稲田村二而先納有之段、 其段吟味方へ申出候事 先達而申出候付吟味方へ書出候所、又々先納無之段村
- 弁納人不納、 或ハ何程ツ、納候哉之訳書出候様大吟味方好ニ付、 別留之通書出 [候事
- 御帰国御用立御返済御手当之御預ケ金請取手形、 常葉二而取調指出候由二付、 別留之通相廻候事

同日帰リ御用

手縄村利兵衛等都合八人、壱紙にて願出候飢人稗、 申出之通相済候旨、 昨日御奉行衆より御達候

事

一、日棚土之儀ニ付、別紙之通岡部忠蔵殿より御達之事

右、頭書二而申来候事

(七九四)

以上 之付、 得二被仰聞候様いたし度存候、何かと御取扱共二罷成候事に御座候、仍別巻口書返進此段及御懸合候 弐百文ほと致紛失候振ニ相見、 合不宜候付、為相返可然旨被仰聞候付、右之振ニ而刑目論いたし候得とも、 書一巻御廻シ存意も無之候ハ、、 通リ候節、右村久三郎と申もの所へ立寄、口論之上被致打擲候一件、 御書付致拝見候、然者御扱下上高場村藤次衛門与申者、 則別紙草稿之通、 久三郎刑目論及御相談候、 右ハ籌策人共取扱ニ而、 久三郎刑相目論可得御意旨被仰聞候付致熟覧候処、何等之存意も無 且藤次衛門紛失之金子久三郎ニ為致弁金候義ハ筋 江戸黒鍬相勤居休息御暇相済罷下リ田彦村罷 金子而已為弁候事二可有之哉、 拘リ之もの共御糺之上穿鑿、口 口書之面ニ而ハ金弐朱鐚 追而右之境心

十二月廿日

加藤孫三郎様

小原忠次郎

(七九三)

松岡領の上桜井村で漉かれていた。略。鼻紙などに用いる小判の杉原紙。*小杉紙 こすぎがみ。小杉原紙の

(七九四)

仲裁人。 ちゅうさくにん。仲介人

(七九五一一)

日棚土之儀、別紙之通御小納戸中より申出候由申来候間、 例之通宜御取計御城吟味方迄、早々御指出

可被成候、以上

十二月十七日

岡部忠蔵

藤田次郎左衛門様

(七九五一二)

一、日棚土五俵

右、御焼物御用、早々上候様同断

十二月十四日

御小納戸共

(七九六一一)

以 廻状得御意候、 俊祥院様御墓所御普請御用石、扱下町屋村にて致山取候分運送入札、御町郷中

々へも御触出被下候様致度存候、尤入札之儀ハ年内之内御取揃、役所へ御廻シ被成候様ニと存候、右

仍而入札下書相認得御意候間、

乍御世話御扱下村

之段得御意度如此御座候、御順達可被成候、以上

共二都而触出候前振二而、此度も先例之通相触度、

十二月十四日

岡野庄五郎

小原忠次郎様

入江忠八郎様

加藤孫三郎様

藤田次郎左衛門様

尚々、 右入札開札之儀ハ、 文公様之節通、 此度迚も役所はかりにて為相開候様可致存候間、 左様御

(七九六一二)

覚

一、斑石三ツ

見影石百三拾壱本

此御請負金何ほと

内前金何ほと

残金何ほと

是ハ石引納之節、頂戴可仕候

右、瑞龍御山御用石、町屋村二而此度山取荒割致候分、来正月中瑞龍御山御普請方迄運送無滞相納候

様可仕候、尤損金御座候共何ニ而も追願等仕間敷候、若金札御座候ハ、、御受負金之内何程引にて可

被仰付候、以上

十二月

小菅

御郡御奉行所様

巳

何村

誰印

(七九七)

十二月廿四日仕出御用

一、大久保村出火ニ付、 為御知三通、 別留之通御奉行衆・御用人衆・御目付方へ御指出可被申候

一、定式御さいそく物、左別之留之通御奉行衆へ指出候事

688

一、町屋石運送之廻状壱通、小菅組へ返し候事

一、納槙之廻状壱通、大里へ相廻候事

(七九八一一)

以廻状得御意候、盗賊改加役大林弥左衛門殿より別紙之通書付相渡候旨、御達有之候間御廻申候条御

順覧可被成候、以上

十二月七日

藤田次郎左衛門

九郡宛

(七九八一二)

盗賊改加役大林弥左衛門殿より、別紙写之通書付被相渡候由、江府より申来候条被申合宜敷御取計可

被在之候、以上

十二月七日

赤林八郎左衛門

藤田次郎左衛門様

(七九九)

大林弥左衛門組同心

高村源右衛門

三ケ島惣左衛門

右者、盗先為糺在方江指遣申候、時宜ニ寄引合等糺有之候ハ、 御領内江も立入呼出等可申付も難計

御ざ候間、此段御達置申候、以上

巳十二月

大林弥左衛門

(七九八一一)

博奕を取り締まった。 制。江戸市中、近郊の放火、盗賊、 制。江戸市中、近郊の放火、盗賊、

(八〇〇)

二も相成間敷候間、 候御鷹場村々よりわり取給候分、当人々へ不相渡鳥見共在之村方へ相渡候ハヽ、弥はり同様ニ而故障 以廻状得御意候、郷鳥見とも役高引之儀、追々申出有之処、右者先年之通当人々役高相除、此度申出 右之振ニ而申合候様、 御奉行赤林八郎左衛門殿より忠次郎殿へ御口達有之候間!

来春中御相談可申候へ共、先ツ得御意候条御順達可被成候、 以上

十二月十六日

藤田次郎左衛門

小原忠次郎様 入江忠八郎様 加藤孫三郎様

(八〇二)

覚

手付

竹内勘兵衛

是者、 上戸詰より調役再勤被 仰付候

川上紋十郎

是者、 長谷川儀七衛門明キ跡へ金五両取よりくり上申候

後藤源三郎

是ハ、浮役手代より右跡金五両取本手代へ申付候

小沢新七郎

御蔵方手代より役所浮役手代へ三月廿九日御入人被* 仰付候

是者、

沢田彦兵衛

是者、 竹内勘兵衛調役再勤被 仰付候二付、 津役所掛リ金五両取より米七石ニ相直シ上戸詰申*

鈴木丈助

(八〇二)

とをいう。 市牛堀。そこに藩役人が勤務するこ 方郡潮来領上戸に移転した。現潮来 役所が文化初年に新治郡小川から行 *上戸詰 うわどづめ。水戸藩の津

に属される役職。 奉行配下の下級役人。役人 (蔵方) *御蔵方手代 藩庫を担当する御蔵

を担当した。 内の年貢米や江戸藩邸用の荷物輸送 戸領内と江戸との水運を利用して領 送方役所で新治郡小川にあった。水 *津役所 つやくしょ。水戸藩の運

是ハ、受払方手代より津役所掛り金五両取ニ御入人ニ相成候

右、 伺之上、去月晦日前書之通申付候二付、 為御知得御意候条、乍御世話御順覧可被下候、以上

小宮山次郎衛門

十二月

九郡宛

御見習衆両人

(八〇二)

以廻状得御意候、手付小田倉宇八并支配長谷川儀七郎、 別紙之通被仰渡、於拙者恐入候事ニ御ざ候

仍而此段得御意候条、御覧御順達可被成下候、以上

十二月十五日

小宮山次郎衛門

十一月廿二日

小田倉宇八

不当之儀も在之候趣相聞候ニ付、 御切符被召上三人扶持被下置、 小普請組江御入被遊者也

同廿二日

長谷川儀七郎

右之もの、 此度御先手同心江廻二御入人申付、並之切符為取候条、 其旨可被相達事

八〇三

以廻状得御意候、支配奧谷六左衛門江別紙之通被仰渡、 於拙者難在仕合奉存候、 此段為御知得御意候

条、御覧御順達可被下候、以上

十二月十五日

小宮山次郎衛門

奥谷六左衛門

此度留付列被 次郎衛門得指引、飯村太左衛門勤来候通、 召出、 運送指引役被仰付、 御切符米八石弐人扶持并加扶持壱人分被下置候条、小宮山* 諸事念入可相勤候もの也

但、 御役料銀弐枚被下、 可為御奉行支配事

(八〇四)

請払方支配

菊池庄兵衛

右、 支配郡司庄衛門病身二付、願之上永之御暇二相成候間、 右明キ跡江御入人被 仰付候旨昨日御達

御ざ候間、 此段為御知得御意候条、乍御世話御順覧可被下候、 以上

十一月世日

小原忠次郎

御見習両人宛

九御郡奉行宛

尚々、 次郎左衛門殿・権蔵殿・直次郎殿ニ者御承知にて候へ共、 御留可被下候、 相廻申候、 以上

(八〇五)

覚

寅十二月

一、小目村郷医玄民御慰労之儀、 伺出置候分

卯五月

介川村石灰焼池田屋喜兵衛、 冥加納御減之儀、 伺出置候分

八〇三

換える。 れ、手形を御蔵に持参して俸禄米に された俸禄。切米受取手形を発給さ 蔵米。知行地を持たない武士に付与 *御切符米 ごきっぷまい。切米、

一、いし町村雁為御取ニ付木銭等之儀、伺出置候分

巳六月

一、水木・折笠両村御陣屋相立相傷候付御救之儀、同出置候分

″ 九月

、赤須村困窮ニ付御救之儀、伺出置候分

〃十月

、田渡村郷医玄減祖父病死ニ付餅献上御免之旨、伺出置候分

〃十一月

一、高原村忠次衛門御慰労之儀、伺出置候分

十二月

一、白方村小検見間違之儀ニ付、伺出置候分

ク月

一、本米崎村彦三郎等刑目論、伺出置候分

ク月

一、武藤昌大夫御扶持方押之義ニ付、取扱振、伺出置候分

ク月

一、支配広瀬重左衛門拝借御延願出置候分

右、追々伺申出置未御下知無之分、前書之通二御座候、以上

十二月

加藤孫三郎

(八〇六)

御書付致拝見候、 扱下孝行貞節等之者 公儀書出之分清書出来申候間、 則御廻申候条、 宜御取扱可被

申候、 此段得御意度如斯御 座 候、 以上

十二月廿一日

加藤孫三郎

右、 小園江清次郎致持参候事

清書ハ未 藤田次郎左衛門様

(八〇七)

内密相糺候様申出御下ケニ付相糺候処、 申候得者、此上追々及御掛合候ふりも可有御座候へ共、 扱下亀作村之ものニも御座候得共、 御呼出ニも相成候へハ、 聞候付、 や仲間共江も分散相頼候よし、 方有之、自然と損リ金相募、 りも弐百両已上も借方在之、 品物取引之儀、 明兼候趣にて、於江府願出候よし二而、先達而御奉行衆より御内達二而、弥於実事ハ不届之仕方ニ付、 扱下太田村居住弥七と申もの、 其旨御奉行衆へ申出候所、 金高無相違相聞候へ者、 村方借ニも相成候事ニ候へハ、 蚊帳与ハ在之増言売指出候もの、 金ハ商売故引弛候故ニ而、 江戸近江屋三衛門へ蚊屋代金滞候付及催促候処、 弥七儀ハ所々相尋候へ共行衛不相分、 当時妻子等太田村ニ 右ハ何れニも内済いたし候様、若不相整候ハ、公訴相成、 __ 右弥七儀ハ御扱下亀作村之者にて太田村致借宅、 体正道成ものにて、 幾重ニも内済取扱候様御達之趣も有之処、 相巧候儀ニハ無之、先達而身退キ太田村古着 居住いたし候儀ニ候間、 此段御心得方得御意候、 多分貸捨り在之、其外江戸表ニも借り 太田村よりも多少取引いたし、居村よ 妻子儀ハ経営ニも指支候よし相 以上 先ツ於役所内済相掛 右弥七彼是難渋申埒 近江屋より 公辺

藤孫三郎様

十二月廿二日

入江忠八郎

加

尚々、 近江屋三衛門願書ハ内済相懸置候付、 追々御廻懸御目可申存候、 以上

(八〇八)

以 廻状得御意候、 野妻儀昨夜草産にて女子出生致候付、 定式之通産穢相引跡御用権蔵殿へ御無心申

694

候間、 左様御心得可被申候、 右之段為御知得御意度如斯御座候、 乍御世話御順覧可被申候、以上

十一月廿八日

九郡宛

小宮山次郎衛門

(八〇九)

加藤孫三郎扱下 赤須村極窮百姓

拾弐人

金三拾両

但、無利足来午より拾ケ年賦

書之通相済候条、 其役所へ預り置、上納手当ニ致度旨申出候趣無余儀相聞候付、格別之御仁恵ヲ以年賦御指略之上、前 致候者ニ而、此上取続相成兼候由ニ付、右拝借金を以拾八両ハ拾弐人之者共難渋ヲ為凌、残拾弐両ヲ 右村小沢江堰元ニ而夫人足余計相勤、追年及困窮立百姓拾八軒之内、拾弐人之者共ハ、夫食も買暮ニ 拾五両拾弐人之者へ割渡、 残拾五両ヲ拝借仕抜へ相廻候得ハ、目論之通御救行届候

右御奉行衆より御達候由、受払方より申来候事

条、右心得ヲ以可被取扱事

(八 〇)

十二月廿四日受払方帰リ御用

一、御町方へ欠所脇指納相済、 則受取手形壱枚相廻申候、 且居風呂釜之儀ハ追而相納候様、 御町方申

聞候間、左様御心得可被成候

、本米崎村忠五郎受状手形、 事弐行、頭書二而申来候事 先達而相廻候所、 今以指出不申候所、 早々指出候様御目付方より達候

而直ニ 吟味仕候様被仰聞候、 以 有之、是又間ニ合不申候付、 何レニも十三日之御指出ニハ間ニ合申間敷与、 御相談申上候処、 懸リ候義ニ御座候間、今一応御吟味之処ハ、御両所様ニ而御極被下、相済次第清書ニ取附申様仕度段、 取捨等御判談之思召ニ候得とも、左候而ハ十三日迄ニハ清書読合等、 月十三日まてニ是非取調直シ指出候様御達シ有之候、 来初春二御指出被成度段御奉行衆へ御入割被成候所 様も有之、或ハ脱字或ハ文字誤も有之類ニ而、 其外ニも取捨可然分も相見、尚また処々より相廻候清書を一帳へ都詰見通候得ハ、 二而元来下書取調之不行届分も有之候得とも、農業出精御年貢無滞相納候類之分ハ相除キ候而可然、 再見仕候得ハ、為指行状ニも無之、 調候得とも合冊仕候得ハ、 ニ付常葉・浜田御両所様御判談申上、御年寄衆まても御内談有之、 御取掛リ被下候筈ニ御さ候、 書付啓上仕候、孝貞奇特之者行状 公儀へ御指出ニ相成候趣ニ候間、 御陣屋御同役様方思召も無御座候ハ、、 間ニ合さへ仕候得ハ、御揃之上御吟味御座候得ハ、尚以宜候得共、左候而 一帳之面筆者数人故書面も不宜、其上文字之大小等有之候処、 御判談も不申上候間、 此義とも二御陣屋々へ御談判読申上可然筋ニ候得とも、 公儀へ御書出ニも及間敷分まても出候御役所も有之候、尤私方 公儀御書出清書追々廿二日迄二相廻廿四日御指出、追々御取 何共如何敷様ニ相見、第一ニハ惣郡分を取集一帳之上ニ而 旁如何敷相見候間、 此事調役共へも判談仕、 左様被思召可被下候、 仍而皆々様方正月七日御出府を御待御揃ニ而 公辺へ御延引之処、 右之振ニ御極可被下旨、 廿四日御指出之処ハ御用捨御 右清帳之上を今一応吟味仕度、夫 **旁間ニ合申間敷様奉存候付、** 御両所様ニ而御吟味之義申上 如何敷候得ハ、左候ハ、正 いさゐハ御出府之節可申上 私方ニ而も御一同 間々ニハ区々成書 右帳之侭ニ 御往復旁も 願 指

十二月廿六日

以上

加藤孫三郎様

鈴木庄介

支配小林理衛門江別紙写之通被仰渡、 支配之義二付御用御座候条、昨廿五日登 於拙者難有仕合奉存候、 城仕候様、 宵日御奉行衆御連名二而申来候付致出仕候所, 仍為御知得御意候条、 乍御世話御順覧

可被下候、以上

十二月廿六日

九郡宛

小原忠次郎

弐百疋

小原忠次郎役所

御郡方手代収納懸リ調役

小林理衛門

右之者、 御奉公無懈怠何角心ヲ付、数年出精相勤候由相聞候付、 為御褒美御金被下置候条為取可申者

八三

也

所、御扱下大島村忠七与申者も、民吉妻之伯父之由ニ御座候間、 以書付致啓達候、扱下市毛村民吉与申者家内共ニ去月十三日致離参候付、由緒共へ御尋方之儀申達候 尚更御糺之上尋方之儀、宜御達御座

候様致度、此段及御掛合候、以上

十二月廿六日

小原忠次郎

加藤孫三郎様

八一四)

加藤孫三郎役所手代広瀬重左衛門、 上使為御用吉田村へ相詰候節之拝借金、 当巳より三ケ年賦上納

十二月廿四日

願之通相済候条、其旨御達可被有之候、以上

赤林八郎左衛門

山口直次郎様

(八一五)

十二月廿九日御雇小園江清次郎持参御用

佐川与左郎・小園江清次郎御雇引上為知三通、別留之通御奉行衆・御目付方・吟味方へ指出候事

相馬因幡守殿通行相済候付、為知別留之通、御用人衆へ指出候事 大久保村出火ニ付、別留之通為知三通、御奉行衆・御用人衆・御目付方へ指出候事

八一六

小田倉宇八等へ別紙之通被仰渡、 於拙者恐入候義御座候、 仍而為御知得御意候条、 御覧御順達可被下

候、以上

十一月

小宮山次郎衛門

九郡宛

_

死

不当之儀も有之趣相聞候付、 御切符被 召上三人御扶持被下置、 小普請組へ御入被遊者也

小宮山次郎衛門役所

小田倉宇八

御郡方手代

長谷川儀七郎

右之者、此度御先手同心へ過二御入人申付、並之切符為取候条、其旨可被相達事

(八一七)

以廻状得御意候、昨廿五日永井長十郎へ別紙写之通、御切符米壱石御増被下置、 於拙者難有仕合御座

候、此段得御意候条、乍御世話御順達可被下候、以上

十二月廿六日

九郡宛

入江忠八郎役所

入江忠八郎

御郡方手代収納懸調役

永井長十郎

地方多分主付、指銭之義も数多相減村費省候由、畢竟御奉公存入厚致出精候故之義与相聞候付、 右之者、収納向別而心ヲ付、八ケ村掛リ申付置候所、仕法を以風義取直、荒地等追々為切開無主土 別

段之義を以、米壱石御増被下置御切符都合米八石被遊候条、猶更精入相勤候様可申渡者也

八一八

巳十二月廿九日御達

一、瑞龍御墓石御普請掛り銭、 別高分も為掛可申所、 備中守殿御願之筋も有之候付、此度ニ限リ御免

ニ相成、其分者 上より被下相成候事

右、御達之廻状不相廻候付、来正月廿九日受払方へ申遣、留之面書抜寔へ留置